平成２７年（フ）第５７１号
神戸市須磨区北落合３丁目１番367―103号、従前の住所神戸市北区松宮台１丁目３番地の15
債務者　田邉　明子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７２号
神戸市垂水区乙木１丁目10番７―201号
債務者　村田百合代
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
長崎県長崎市京泊３丁目29番７―203号
債務者　木原勝津代
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
長崎県長崎市万才町１番13号　伊集院ビル３階
債務者　山新田　茂
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
石川県加賀市山中温泉菅谷町ヘ97番地１
債務者　梅田　昌信
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５８号
石川県能美市寺井町を55番地３
債務者　前田　　昌
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１１３８号
名古屋市港区錦町17番１号　大錦荘Ｂ棟Ｍ号
債務者　伊藤セイ子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５４号
名古屋市中村区十王町21番９号　三喜マンション５Ｂ、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
債務者　吉田　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６４号
山口県下関市彦島迫町４丁目６番10号、申立時の住所熊本県上天草市大矢野町上6538番地４　メゾンドマリン102
債務者　木村　安奈（旧姓中村・寄本）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
青森県五所川原市字寺町37番地２　ミズホハイツ103号室
債務者　平山　　茂
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
青森県つがる市富萢町屏風山１番地155、旧住所東京都足立区小台１丁目10番４―102号
債務者　野澤　裕介
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
松江市西津田６丁目４番10号　シャーメゾン西津田201号
債務者　安部恵美子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５８号
青森市大字新城字山田222番地682
債務者　佐々木友春
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９８５号
名古屋市北区清水２丁目10番５号　レジデンスアービション８Ｂ号
債務者　小椋　康洋
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４号
山口市大内長野1256番地１
債務者　福本　真平
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６２８号
静岡県御前崎市白羽5175番地の３
破産者　株式会社日昇
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７号
静岡県牧之原市相良83番地の１
破産者　合資会社中川玩具店
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部